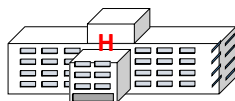
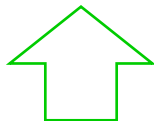


地域医療勤務環境改善支援事業

I 地域医療勤務環境改善体制整備事業

補助対象となる医療機関

地域医療において特別な役割があり、かつ過酷な勤務環境となっていると都道府県知事が認める医療機関
(補助に当たっては客観的要件※を設定)



連続勤務時間制限・勤務間インターバル、面接指導などに
取り組み、かつ、時短計画を定めていることを条件に交付

		年間夜間・休日・時間外入院件数	
		500件以上	500件未満
年間救急車受入件数	2000件以上	診療報酬による対応	
	1000件以上 2000件未満	基金事業による対応	
	1000件未満	基金事業による対応	補助対象 ※その他特別に認めた場合

医師の労働時間短縮に向けた総合的な取組の実施

医療機関において、医師労働時間短縮計画に基づく勤務環境改善のための体制整備として次のような取組を総合的に実施

- ・勤務間インターバルや連続勤務時間制限の適切な設定
- ・当直明けの勤務負担の緩和
- ・複数主治医制の導入
- ・女性医師等に対する短時間勤務等多様で柔軟な働き方を推進
- ・タスク・シフティング、タスク・シェアリングの推進
- ・これらに類する医師の業務見直しによる労働時間短縮に向けた取組

支援



補助対象経費等

総合的な取組に要する経費をパッケージとして補助

- ・標準単価（133千円×病床数）又は取組経費のいずれか少ない方を補助上限額とする。

※「更なる労働時間短縮の取組」を実施する医療機関は最大266千円×最大使用病床数まで標準単価増額可。

- ・補助率は1/2
- ・医療専門職の雇用経費（人件費）、医師事務作業補助者の研修費用、改善支援アドバイス費用等のソフト事業及びICT等（AI問診システム、勤怠管理システム等）の導入、休憩室の設備購入等のハード事業が補助対象。

※勤務医の勤務状況を客観的な方法で把握できている医療機関であることが条件。

※ 補助の対象となる医療機関は、以下のような都道府県知事が認める医療機関

- ・救急車受入件数が1000件以上2000件未満であり、地域医療に特別な役割がある医療機関
- ・救急車受入件数が1000件未満のうち、
 - 夜間・休日・時間外入院件数が500件以上で、地域医療に特別な役割がある医療機関
 - へき地等で、同一医療圏に他に救急対応可能な医療機関が存在しないなど、特別の理由の存在する医療機関 など